

在シンガポール日本国大使館ジャパングリエイティブセンター
後援名義の使用許可申請について
(申請要領)

各種事業を企画されている団体等で、「在シンガポール日本国大使館ジャパングリエイティブセンター」の後援名義等の使用を希望される場合は、下記の要領をご確認の上、申請書類を添えて申請してください。

なお、事業の内容によっては、後援名義等使用許可を認められない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

1. 申請受付期間

後援名義等使用開始希望日のおよそ2ヶ月前をめぐりに申請をしてください。(注:ポスター及びホームページ等、後援名義を記載する場合は、申請が受理され、名義の使用許可通知が交付された後のみ許可します。)

2. 申請に必要な書類など

在シンガポール日本国大使館ジャパングリエイティブセンターの後援名義使用許可を申請される場合は、以下の(1)～(5)の必要書類をご準備ください。なお、既存の資料等を除き、A4版用紙に横書きで作成してください。

(1)後援名義使用許可申請書 [\(様式\(Word版\)はこちら\)](#)

- 上記の申請様式に必要な事項をご記入の上、必ず署名、または公印(団体印)を押印してください。

(2)誓約書 [\(様式\(Word版\)はこちら\)](#)

- 上記の申請様式に必要な事項をご記入の上、必ず署名、または公印(団体印)を押印してください。

(3)開催概要

- 特に様式はありません。次の事項を記載した書類を作成してください。
- 行事の名称、内容、目的、期間、開催場所、共催・後援・その他行事に関わる団体名、大使館の後援名義を必要とする理由、入場料（参加料）等
- 既に企画書等を作成されている場合には、あわせてご提出ください。

(4) 収支予算書

- 特に様式はありません。収支の予定について作成をお願いいたします。

(5) 主催団体の概要が分かる資料

- 特に様式はありません。申請団体の規約、会則、定款、寄付行為、役員名簿、団体の沿革、事業実績など、主催団体の概要が分かる資料をご提出ください。
- また、出品作品リスト（展覧会、展示会の場合）、作品の内容（映画、演劇等の場合）、プログラム（演奏会、発表会等の場合）、主演者・公演者の概要（演奏会、発表会、講演会等の場合）、募集要項（公募展、コンクール等の場合）などの参考資料もあわせてご提出ください。

(ご注意) 後援名義をご使用いただけないもの

- 営利を目的とした事業または公益性が乏しい事業
- 政治団体、宗教団体及びそれらに類した団体が行う事業
- 公序良俗に反する事業
- その他、外交上不適切と認められる事業
- 我が国又は外国の紹介、もしくは国際親善に役立ち、又は我が国の外交に寄与すると認められる事業以外の事業等

○ 申請先及びお問い合わせ先

- 在シンガポール日本国大使館ジャパンクリエイティブセンター
- 電話 6737-0434(代表)
- ファックス 6735-3062
- 住所 4 Nassim Road, Singapore 258372